

## 南丹市における介護人材確保・定着・育成に向けた事業について (令和4年度から)

「南丹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、『介護サービス従事者の人材確保』の施策建てし、介護サービスに従事する人材の確保と資質、職場環境の向上を進めていくこととしています。

本計画に掲げた「介護サービス従事者の人材確保」、「やりがいのある職場づくり」実現のため、今後の取組について、以下のとおり実施して参ります。

### 〈留意事項〉

- ・下記の事業については、概要を記載しております。
- ・助成金事業の要件等の詳細は、要綱等で示して参ります。

## 1. 採用活動の支援

### 〔施策①〕

#### 福祉人材奨学金返還支援助成金〈新規〉

### 【概要】

大学や専門学校等で奨学金を受けながら卒業された新卒採用者等を対象に、奨学金の返済に対し助成をすることにより、就職時において市内事業所を選択いただくことに繋げることで、介護人材の確保を図ろうとするものです。

#### ■対象者（以下のいずれにも該当する者）

- ・南丹市に住民登録（通算して概ね1年以上）し、大学・専門学校・高等学校等の新規卒業者又は卒業してから2年度が経過していない者
- ・市内介護保険事業所を有する法人（入所・入居系サービスを提供する法人に限る）に正規雇用された者
- ・採用から5年以上継続して市内事業所で勤務すること 等

#### ■対象の奨学金

- ・日本学生支援機構等が貸与する奨学金（利子を含む）

#### ■助成金

- ・各月の奨学金返還額の3/4、月額15,000円（年額180,000円）、5年間を限度とする。

## 〔施策②〕

### 福祉人材確保支援家賃補助金〈新規〉

#### 【概要】

採用を募る中で、通勤の利便性が重要となるケースが多いことから、他市町から転入し市内事業所に採用された方に対し、南丹市内で住居を確保される際の家賃助成をするものです。

法人に対しても、介護職員等のために借家などを借上げ、家賃を支払う場合に同様に家賃助成を行い、人材確保のための支援を行います。

#### ■対象者（以下のいずれにも該当する者）

##### 【個人の場合】

- ・南丹市内において、**入所・入居系の介護保険事業所を有する法人**に正規職員として雇用されたことを機に、市外から市内に転入した者（Uターンを含む）で、市内における住居が賃貸である者
- ・助成開始から2年以上継続して居住かつ市内事業所で勤務すること 等

##### 【法人の場合】

- ・新規採用した正規雇用の従事者を住まわせるために、市内において住居を借り上げた法人

#### ■補助金

##### 【個人の場合】

- ・家賃の月額（住居手当等を控除した額）の1/2、月額20,000円（年額240,000円）、2年間を限度とする。

##### 【法人の場合】

- ・事業者負担額の1/2、月額20,000円（年額240,000円）、2年間を限度とする。

## 2. 人材の掘り起しの推進

## 〔施策〕

### 介護職員初任者研修受講者支援事業〈拡充〉

#### 【概要】

市内介護保険事業所の人材不足の解消と在宅介護の充実を図り、南丹市の要介護者が安心して生活ができる援助体制を整備するため、「介護職員初任者研修」を修了し、市内の事業所に勤務されている方に対し、受講費用の一部を助成しています。

（※初任者研修の内容を含む実務者研修も対象。）

令和4年度から、支援対象となる研修を拡充し、さらなる介護人材の掘り起しを図ります。

#### ■助成対象の研修

- ①介護職員初任者研修
- ②介護福祉士実務者研修
- ③介護支援専門員実務研修（新規）

#### ■対象者（以下のいずれにも該当する者）

- ・南丹市に住民登録をし、市内介護保険事業所に現に勤務している者
- ・申請日から2年以上継続して市内介護事業所に勤務すること 等

#### ■助成金

- ・研修費の7/10、研修1件あたり50,000円を限度とする。

### 3. 関係機関との連携

#### 〔施策①〕

#### 市内介護保険事業者、関係機関等との連携の場の設置〈新規〉

#### 【概要】

市内介護保険事業者と市、府、その他関係機関との連携の強化を目的に、それぞれが集い、意見交換、情報共有ができる場を設けることにより、介護人材の確保・育成、やりがいのある職場づくりに向けた施策の立案、醸成を目指します。

#### 〔施策②〕

#### 就職相談会の開催〈新規〉

#### 【概要】

経験・資格の有無に関わらず、福祉の仕事に従事したい求職者（一般求職者、学生等）を対象に、市内事業所の人材確保を目的として、南丹市内で就職説明会を開催します。

本事業は、京都府福祉人材・研修センターの協力を得て、共同事業として実施するものであり、令和4年12月の開催を予定しています。

※対象事業者は、介護・高齢者福祉分野に加え、障害福祉分野の事業者も含めた開催となる見込みです。

以上